

全体財務書類における注記

1 重要な会計方針

- (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法
- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地においては備忘価額 1 円としています。
イ 昭和 60 年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ② 無形固定資産……………原則として取得原価
ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。
- (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法
- ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）
- ② 満期保有目的以外の有価証券
ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定。)
イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））
- ③ 出資金
ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)
- (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- ① 原材料、商品等……………先入先出法による原価法
- (4) 有形固定資産等の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 8 年～50 年
工作物 10 年～75 年
物品 2 年～15 年
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
(ソフトウェアについては、庁内における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっ
ています。)

- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当、勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（歳計現金及び歳計外現金をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象会計については、税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

該当はありません。

3 重要な後発事象

該当はありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体（会計）名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等 引当金計上額	貸借対照表 未計上額	
神宮寺松倉堰土地改良区	—	160 千円	—	160 千円

(2) 係争中の訴訟等

該当はありません。

5 追加情報

(1) 全体財務書類の対象範囲

① 全体財務書類の対象範囲は次のとおりです。

- 一般会計
 - 学校給食特別会計
 - 奨学資金特別会計
 - 国民健康保険事業特別会計
 - 後期高齢者医療特別会計
 - 市立大曲病院事業会計
 - 上水道事業会計
 - 簡易水道事業会計
 - 下水道事業会計
 - 企業団地整備特別会計
 - スキー場事業特別会計
 - 太陽光発電事業特別会計
 - 小水力事業特別会計
- 一般会計等
- 全体

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

財産活用課で売却可能と判断された市有地で売却予定のもの

イ 内訳

事業用資産	113,619 千円 (101,523 千円)
土地	113,619 千円 (101,523 千円)
インフラ資産	1,694 千円 (14,106 千円)
土地	1,694 千円 (14,106 千円)

平成 31 年 3 月 31 日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。

上記の括弧書き内の金額は貸借対照表における簿価を記載しています。